



報道発表資料

山形労働局発表
平成25年11月29日(金)

担	山形労働局労働基準部健康安全課 健康安全課長 東海林 薫
当	課長補佐 三浦 敏幸 電話 023-624-8223 FAX 023-624-8345



てんとうぼうしくん

「冬の労災をなくそう運動」で転倒災害等の防止を！

… 積もった雪に隠れる危険 先を予知して転倒防止 …

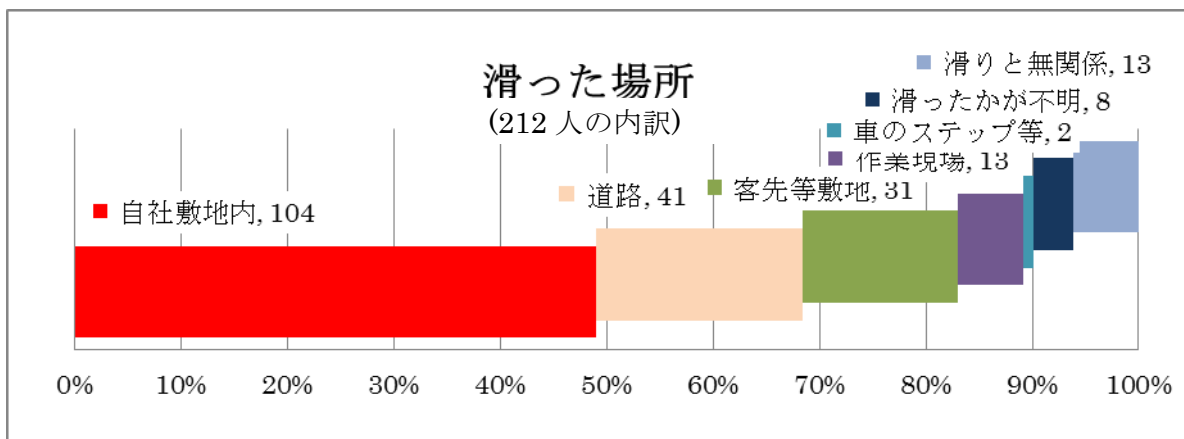
重点事項は、事業場敷地内における冬期型災害の防止

〔ポイント〕

「冬の労災をなくそう運動」の実施

- 積雪寒冷地に位置する山形県においては、凍結や積雪による転倒、墜落、交通事故といった冬に特有の災害（以下「冬期型災害」という。）が多発する傾向にある。
- 平成24年度の冬期型災害による休業4日以上^{すながとしろ}の死傷者数は212人で、前年度と比べ32人減少したが、平成23年度に次ぐ2番目に多い死傷者数となった。
- 山形労働局（局長 須永敏良）及び管下労働基準監督署においては、あわただしい年末年始を迎え、冬期型災害を減少させるための取組として、12月15日から来年の2月15日までの間「冬の労災をなくそう運動」を実施する。
- 冬期型災害の半数は、事業場敷地内において発生していることから、本年度の重点事項は、「事業場敷地内における冬期型災害防止」とする。
- 運動のスローガン

「積もった雪に隠れる危険 先を予知して転倒防止」



1 「冬の労災をなくそう運動」について

(1) 背景

積雪寒冷地に位置する山形県は、12月から3月までの冬期間、低温や積雪、強い季節風などにより日常生活に様々な影響を受けている。労働災害についても、例年、この期間中は、凍結・積雪等による転倒、墜落や交通事故など冬期特有の災害（以下「冬期型災害」という。）が多発する傾向にある。

平成24年度における冬期型災害による休業4日以上死傷災害は、死亡3人を含む212人であった。これは、前年度の244人と比べると32人減少したものの、統計を取り始めた平成17年度以降では平成23年度に次ぐ2番目に多い死傷者数となった。その内訳を見ると、転倒によるものが162人で76.4%と4分の3を占め、次いで墜落・転落によるものが24人（11.3%）、交通事故によるものが16人（7.5%）となり、この3つの型で95%以上を占めている。

今冬にあっても、気象条件によっては更に増加が懸念される場所である。

(2) 「冬の労災をなくそう運動」の実施

このような冬期型災害を防止するためには、労働者自身による危険性の再認識、基本的な作業手順及び交通ルールの厳守はもとより、事業者自らが安全に対する決意を明確にして、自然環境に対応した機械設備・作業環境を整備するなどリスクを低減することが重要である。

これらのことを踏まえつつ、山形労働局及び管下労働基準監督署は、各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」とも相まって、平成25年12月15日から平成26年2月15日までの2か月間、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型災害を減少させるための取組を行うものである。

本年度は、「積もった雪に隠れる危険 先を予知して転倒防止」をスローガンに、次の重点事項を主眼に、パトロール、集団指導及び個別指導等を実施し、この期間における労働災害防止活動を一層推進する。

(3) 本年度の重点事項

冬期型労働災害の中でも本年度においては、特に「事業場敷地内における冬期型災害防止」を重点として運動を推進する。

事業場敷地内で転倒などにより被災した労働者は104人で、冬期型災害全体の49.1%を占めている。主な発生場所は、構内、駐車場、玄関口（従業員専用入口）、通路等であることから、経営トップの責任において災害防止対策が講じやすいものであること。

主な取り組み事項は、次のとおりである。

- ① 滑りにくい履物の着用、滑り防止用のアタッチメントの使用を徹底するとともに、滑りにくい歩き方（すり足等）の励行を呼びかける。
- ② 凍結防止剤や融雪剤の散布、滑り止め用マットの敷設等滑り防止対策を進める。
- ③ 敷地内の危険箇所をチェックし、危険マップを作成するなどにより周知し、注意を呼びかけるとともに、危険箇所には表示や立入り禁止措置をする。

2 添付資料

- ・ 平成24年度冬期災害のまとめ …別紙1
- ・ 「冬の労災をなくそう運動」実施要領 …別紙2
- ・ 周知用リーフレット・ポスター …別紙3（添付省略）

平成24年度冬期型災害のまとめ（10月末）

1 冬期型災害の概要

平成24年度の冬期型災害による休業4日以上之死傷者数は、死亡者3人を含む212人であり、冬期型災害の統計を取り始めた平成17年度以降では2番目の多さとなった。

また、冬期型災害は、気象条件によって増減するものである。

（資料 別表1 平成17年冬以降、冬期型災害発生状況）

2 平成24年度の冬期型災害の分析

(1) 事故の型別

事故の型別にみると、「転倒」162人（76.4%）、「墜落・転落」24人（11.3%）、「交通事故（道路）」16人（7.5%）、「前記以外」10人（4.7%）である。

（資料 別表1の下表参照）

(2) 「滑ったこと」に関する状況

事故の型では「転倒」が圧倒的に多く、また「転倒以外」についても”滑る”という事象が災害発生に結びついていることから、これについて調査をした。

全ての冬期型災害212人のうち”滑る”に関係があるものは191人（90.1%）で、滑ったこととの関連が不明なものが8人（3.8%）、滑ったこととは無関係なものが13人（6.1%）であった。

滑ったもののうち「人が滑った」ことによるものが168人（79.2%）、「車が滑った」ことによるものが12人（5.7%）、「バイクが滑った」ことによるものが6人（2.8%）、「自転車滑った」ことによるものが3人（1.4%）で、「はしごの脚部が滑った」「材料が滑った」ことによるものがそれぞれ1人であった。（資料 別表2）

(3) 人が滑った状況と災害防止対策

圧倒的に多いのが「人が滑る」ということであり、この災害防止対策が重要であることから、「人が滑った」ことによる168人分について、滑った場所を分析したところ、①「自社」が102人（60.7%）（「自社」の内訳は、「自社構内、駐車場（玄関通路以外）」81人（48.2%）、「自社玄関・通路」21人（12.5%）②「客先等の敷地」31人（18.5%）、③「道路」20人（11.9%）、⑤作業現場のすべてが13人（7.7%）の順であった。（資料 別表2）

このような「人が滑る」ことによる災害防止の基本的な対策は「滑らない環境を整える」ことであり、具体的には、融雪・凍結防止対策等であるが、こうした対策が一般的に可能な場所は①の「自社」敷地内である。自社構内、駐車場と自社玄関・通路については、何らかの対策が講じられるものと考えられる。

一方、「自社」以外の道路等の場所は、一般には融雪・凍結防止措置を講じることが、その広さから非常に困難であろうと考えられる。反面、近年は「滑りにくい靴」や「滑り止めのアタッチメント」も市販されており、災害防止に有効と考えられる。

なお、事故の型別に「人が滑った」典型的な災害事例は次のとおりである。

（墜落・転落）屋外の階段等（段差や落差のある場所）で滑って転落して被災。

（転倒）ほぼ平面上で滑って転倒して被災。

(激突) 滑ったはずみで、構造物等に激突したことで被災。

(激突され) 動いてくる機械の前で滑って転倒したため、機械に激突されて被災。

(動作の反動・無理な動作) 滑ったので転倒を防止するため、関節に無理な力を入れて被災。

(4) 被災者の年齢別及び休業程度別にみて懸念される事項

年齢別に見ると50歳代以降が136人(64.2%)を占めており、運動神経の鈍化による影響が懸念される。また、休業程度は30日以上を要したものが132人(62.3%)を占めており、労働損失が大きいこととも相まって、冬期災害防止への取組みは事業場に大いに求められているものと考えられる。(資料 別表2)

3 冬期型災害と降雪量の関係

降雪量に比例するように冬期型災害が発生している状況が認められた。

(資料 別表1)

注：別表の添付は省略しました

平成25年度 「冬の労災をなくそう運動」実施要領

山形労働局

1 趣 旨

山形県では、その地理的条件のため、12月から3月頃までの冬期間、低温や降雪、強い季節風などにより、日常生活において様々の大きな影響を受けている。

例年、この期間は冬期型災害(凍結や積雪による転倒災害や交通事故など冬期特有の労働災害)が多発しており、冬期間の気象条件によっては更に大幅な増加が懸念される場所である。

平成24年12月から平成25年2月までの3か月間における休業4日以上労働災害被災者数は376人で、そのうち冬期型災害によるものが184人(48.9%)と、過去最多となった平成23年12月から翌年2月に比べ減少(-41人)しているが、依然多発傾向にある。冬期型災害の内訳は、「転倒」によるものが141人(76.6%)と3/4を占め、次いで「墜落・転落」によるものが19人(10.3%)、「交通事故」によるものが15人(8.2%)、「前記以外のもの」が9人(4.9%)である。

このような冬期特有の災害を防止するためには、労働者自身による雪や氷に対する危険性の再認識、基本的な作業手順及び交通ルールの厳守はもとより、事業者自らが安全に対する決意を明確にして、自然環境に対応した機械設備・作業環境を整備することが重要である。

これらのことを踏まえつつ、あわただしい時期となる年末年始について、「山形ゼロ災3か月運動」、各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」とも相まって、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期特有の災害を大幅に減少させるための取り組みを行うものである。

2 実施期間

平成25年12月15日から平成26年2月15日まで

3 スローガン

「積もった雪に隠れる危険 先を予知して転倒防止」

4 主 唱

山形労働局 ・ 各労働基準監督署

5 実施事項

(1) 主唱者の実施事項

- ① 本運動を効果的に推進するため、関係行政機関、各種団体等に対して協力要請を行う。
- ② 本運動の積極的かつ自主的な取り組みを促すため、安全パトロールを実施する。
- ③ 労働災害防止団体等が行う安全パトロール、講習会等に対して必要な指導・援助を行う。
- ④ 新聞等の報道機関及び団体機関紙等を活用した広報活動を行う。
- ⑤ 広く県民に周知するため、ポスター、チラシなどを作成し、関係者等に配布する。

(2) 労働災害防止団体等の実施事項

- ① 会員事業場に対して周知啓発を行う。
- ② 会員事業場における自主的な安全活動の取組み等を促進するため、安全パトロール、安全講習会等を実施する。
- ③ 会員事業場が実施する事項について指導・援助を行う。

(3) 事業場の実施事項

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制を構築する。
 - イ 警報・注意報発令時などに関する対応マニュアルを作成して、関係者に周知する。
 - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直しを行う。
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 滑りにくい履物の着用や滑り防止用アタッチメントの使用を徹底するとともに、底の磨り減った履物は交換し、労働者が通勤時等に使用する靴についても滑りにくい履物の着用を呼び掛ける。
 - イ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等では、荷物を担いだり、手に持って運搬しないよう運搬方法や作業方法の見直しを行う。
 - ウ 上着やズボンなどのポケットに手を入れたまま歩行しないよう徹底するとともに、凍結した路面等では滑りにくい歩き方（すり足等）の励行を呼び掛ける。
 - エ 凍結のおそれのある屋内の通路、作業場には、温風機の設置など凍結防止策を講じる。
 - オ 屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設ける。
 - カ 屋外通路や駐車場で特に滑りやすい状態になると考えられる場所について、「危険マップ」を作成する等により周知し、注意を呼び掛ける。また、必要に応じて除雪や融雪剤の散布を行う。
- ③ 中高年層労働者対策

50歳以上の労働者に対して、運動機能の鈍化等により危険性が特に高くなっていることを周知し、注意を呼び掛ける。
- ④ 屋外作業における対策の実施
 - ア 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わない。
 - イ 建設機械等の運転席に暖房を設置する。また、常時連絡できる無線機等を備え付ける。
 - ウ 作業通路には、路肩にポール等の標識を設置する。
 - エ 誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装、旗などを所持させる。
- ⑤ 交通労働災害防止対策の徹底
 - ア 冬期用タイヤは早めに装着するとともに、磨耗状況の点検を随時実施する、また、路面の状況に応じて、タイヤチェーンを使用する。
 - イ 所要時間、制限速度等を考慮して無理のない運転を行う。
 - ウ 速度は控え目にし、車間距離を十分にとる。
 - エ 急ハンドル、急ブレーキは極力行わない。
 - オ 橋の上やトンネル出入り口、日陰部分では路面が凍結していることがあるので、速度を落とす。
- ⑥ 雪下ろし作業等における安全対策の実施
 - ア あらかじめ作業場所の状況を確認し、作業手順を定める。
 - イ 親綱等を設け、安全帯を確実に使用する。
 - ウ 保護帽（墜落時保護用）を必ず着用する。
 - エ 昇降用はしごは十分な長さのものを使用し、転倒しないよう上部を固定する。
 - オ 上下同時作業を行わない。また、合図を徹底する。
 - カ 軒先からの落雪のおそれのある場所は、立入り禁止措置を行う。

キ 建設機械等による除排雪に際しては、合図等による接触防止措置を徹底する。また、機械に氷や雪が詰まったときは、動力を停止してから対処する。

⑦ 一酸化炭素等の中毒予防対策

ア 自然換気が不十分な場所では、原則として内燃機関、練炭コンロ等を使用しない。

イ やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合は、一酸化炭素濃度の測定、継続的な換気等、一酸化炭素等の中毒防止ガイドラインに沿った対策を行う。

ウ 燃焼式暖房器具を使用する場合は、換気を徹底する。

⑧ 雪崩災害防止対策の徹底

ア 山間部や斜面の下等では、雪崩発生の危険について事前に十分な調査を行う。

イ 気象情報に十分注意し、大雪や大雨、気温の上昇等急激な天候の変化の直後は作業を行わない。

ウ 積雪面を十分に点検し、雪崩の兆候を観察する。

エ スコップ、ゾンデ及び雪崩ビーコンを必ず携行する。

オ 救助とそ生の方法について周知する。

カ その他、山形労働局版「雪崩災害防止対策要領」（平成13年11月）によること。